

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成19年11月8日(木)

開会 13時30分

閉会 14時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下謙委員、井村正勝委員、山根一枝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司 学校教育分野総括室長 坪田知広

生涯学習分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典 教育総務室主査 服部素尚

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 望月順一 人材政策室副室長 川口朋史

人材政策室副室長 横田浩一 人材政策室副室長 濱田嘉昭 人材政策室主査 中出真人

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

生涯学習分野

スポーツ振興室長 川畑幸永 スポーツ振興室副室長 村木輝行

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第45号 平成20年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第46号 条例改正案について(その1)	原案可決
議案第47号 条例改正案について(その2)	原案可決
議案第48号 条例改正案について(その3)	原案可決
議案第49号 条例改正案について(その4)	原案可決
議案第50号 条例改正案について(その5)	原案可決
議案第51号 条例改正案について(その6)	原案可決
議案第52号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	原案可決
議案第53号 職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 美し国三重市町対抗駅伝の開催について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・ 前回教育委員会（平成19年10月25日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・ 議事録署名人の指名

山根一枝委員を指名し、指名を了承する。

・ 会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第46号から議案第51号までが議会での報告前のため、議案第52号、第53号が人事管理に関する案件のため、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第45号、報告1を先に行い、その後、非公開の議案第46号から第49号を審議、続いて議案第51号、第50号を審議し、その後議案第52号、第53号を審議することを確認する。

・ 審議内容

議案第45号 平成20年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（人材政策室長説明）

平成20年度教職員人事異動基本方針について、別紙の通り提案する。提案理由、公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

平成20年度教職員人事異動基本方針（案）ですが、本年度のこれから年度末にかけて、教職員の人事を行うための基本方針です。2ページをご覧くださいと、昨年度の基本方針との変更点、新旧対照表で説明をしたいと思います。左側が平成20年度の基本方針ですが、基本的には昨年度と同じです。三重県教育振興ビジョンの基本目標である「豊かな心を育む人づくり」「個性と創造性を育む人づくり」「意欲と活力を育む人づくり」を、県内すべての学校において推進することにより教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を確保する必要がある。このため、各学校が学校経営品質の取組により、継続的な改善を進める中で、教職員一人ひとりが能力、意欲等を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の視点に立った教育の実践と特色ある学校づくりを一層推進するために、次の基本方針に基づき計画的な人事異動を実施する。

- 1、教職員の異動を積極的に推進し、本県教育の振興を図る。
 - 2、それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。
 - 3、校長の意見を尊重する。
 - 4、教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。
- という事として、今年、特にアンダーラインの部分、昨年度は学校経営品質という部分が入っていませんでしたが、今年はそのところを文言として前文に取り入れ、学校経営品質の取組により、継続的な改善を進めるという視点を入れていこうという形にさせて頂いています。

それから、3ページですが、県立学校の職員に対する人事異動の実施要領です。これも5ページからが新旧対照表になっておりますので、それに基づいてご説明申し上げます。まず、最初の部分ですが、全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、学校経営品質の取組の中で各学校の特色化の推進等に向け、教職員の適正配置を図るということで、ここにも学校経営品質の取組という文言を加えて、県としてもこれを進めていきたいというふうに考えております。転任については、それぞれ細かなところが書かれてありますが、特に大きな変更点はございません。

（6）ですが、昨年度は盲・聾・養護学校が、年度の切り替えの前にはありましたのでこういう表現になっていますが、本年度は特別支援学校という事で統一をしております。それから、特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小中学校及び高等学校との一層の交流を図るという事で、昨年度はここに高等学校というのが入っていませんでしたが、人事の面では高等学校との人事異動もありますので、高等学校を入れました。それから、大きな2番の（1）の部分ですが、これは管理職の登用に関する項目です。職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる、というアンダーラインの部分の文言として明記いたしました。次のページをご覧ください。6ページ以降は特に変更はございませんが、大きな3番は退職に関する事、大きな4番は新規採用に関する事、7ページその他については希望調書等の事ですが、或いは各学校の特色化に向けた適材適所の人事異動に努めるというような内容が盛り込まれております。

その次8ページですが、小中学校の教職員に対する人事異動の実施要領です。8ページ、9ページは本年度版として、これも10ページ以降に新旧対照表をつけてあります。それで説明をさせていただきます。平

成20年度の実施要領の方ですが、小中学校の場合にもアンダーラインの部分、学校経営品質の取組の中で、各学校の諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る、というような文言を追加いたしております。それから、大きな1番で、転任の(1)ですが、教育事務所の一元化というものは昨年度実行しましたので、そういう文言は取りました。今年追加したのは、特に学校の統廃合等に伴う異動を適正に行うという事で、これから統廃合等、各市町の中で進んでいく事に対して、適正な異動を行うという文言を追加しております。(2)番は、市町村合併に伴うという表現を、市町村合併後のという表現に変えさせて頂きました。それから、(3)番、これは先ほどの県立学校にもありましたが、盲・聾・養護学校という表現を取っております。その他は昨年度と同じです。12ページの4番、昨年度まで障がい児学級という表現がありましたが、これも特別支援学級という形で統一をしまいいりました。以上でございます。

【質疑】

井村委員

2ページの、1番の「教職員の異動を積極的に推進し」というところですけども、これはどういう意味ですか。

人材政策室長

実は、3ページの転任のところの、1番の(1)、同一校に長年月、原則8年以上勤務する者の転任を積極的に行うという表現がございます。教職員は比較的異動のタームが長いと言いますか、学校の名物先生みたいな形で長いことおられる方もみえるんですけども、ある意味それが人事の停滞を招くというような結果も逆に出て来たりしているという事から、教職員の異動を積極的に推進して、学校現場の活性化を図りたい、人事の停滞を防ぎたい、そういう主旨です。

井村委員

去年も同じですか。

人材政策室長

はい、毎年です。

井村委員

ずっと同じですか。

人材政策室長

そうです。

井村委員

何年も。

人材政策室長

先ほど同一校に長年月という表現がありましたが、これは以前は10年以上だったんです。長い期間一定の学校での取組というような事があったんですけども、逆にそのあたりが人事の停滞を招く事も見られるようになってきた事から、ここのところを8年という年限に下げたというような事もあって、従前から異動を積極的に推進するという文言は基本方針の中へ入れてあります。

井村委員

はい、ありがとうございます。

竹下委員

これも今回の改正と関係ないんですけども、5ページの昇任及び降任のところですけども、その1のところで「全県的な立場から選考」とありますね。これは具体的に何かやっている事があるんですか。あとのリーダーシップを有する者とか、ア、イ、ウを見ると別に全県的な立場はあんまり関係ないような気がするんですけど、どうでしょう。

人材政策室長

全県的な立場と言いますのは、昇任については、県の教育委員会が県としてやっていくというような主旨です。

委員長

先ほど8年以上とか10年以上とかありましたけど、これはなぜ異動しないんですか。

人材政策室長

学校の中で、例えば小学校でありますと、6年が1つのタームであるとか、1年から6年までと、高校では3年間というのが1つのターム、定時制では4年という形でして、事務局の行政の方のような、例えば2年とか3年とか短い期間で変わっていくというのは教員にはぴったりは当てはまらないというような事が1つございます。ですから結構長い、3回ぐらい高校でも持ち回りますと、それで9年になってしまうとかというような事がありますので、そういう事で長い期間が設定されていたという事です。

委員長

だから、もしそれが教育現場の事情で良い事であれば、別に短くする必要はないわけでしょう。しかし、県教委として、短くしましょうという方針があるわけでしょう。今の説明ではよく分からないですね。

人材政策室長

分かりました。一方、いわゆる人事が停滞すると言うか、ちょっと言葉が悪いですけども、同じ人が長い事おると、いわゆる学校の主みたいな感じになっていって、非常に学校運営上支障をきたすというような事も出てくるという事から、私共としては、もう少し短い年限でという事をずっと以前から言っております、そういうような事から、昔は10年まではおいといてくれみたいな運動もありまして、その辺りを数年前に、県としては8年で異動させるというような形でこういうところへ明記をしながら、人事異動を行っているという事です。

委員長

なんか、いろいろ歴史があるようですので、またいずれ伺いたいと思います。ありがとうございました。

井村委員

一番最初の1番ですから、なんか積極的に推進し、本県教育の振興を図るとというのが念仏だけと言うとちょっと語弊があるのでですけども、過去にも多分どうだったんだろうなあとと思うんですけど、事実はなかなかやれなかったという事だと、2番と1番を入れ替えたらどうかなあという感じが例えばしました。適正配置というのが基本にあって、その後で長年月の人はやっぱりちょっと、適正でないかもしれないけれども、配置転換をするべきじゃないかなという事はよく分かるんで、まったく同じものがあるという事はないのと同じというような感じを受けているんですけど。あまり印象が薄れてしまうのでお伺いしたんです。

人材政策室長

分かりました。さすがにこのところは歴史的な経過がございまして、これが1番にあるという事は県としても、その辺りをきちっと前面に出して、やっていきたいというところが表れております。

山根委員

これからの流れに逆行していると思います。例えば、地域のニーズを考えて、今度は学校運営協議会を作って、人物を選定していこうという流れになりましたね。そうすると、全部シャッフルして均等にしよう、今までの流れとはちょっと違う新しい流れに変えようとしてますね、方向を。そんな時に、地域の特色を出す為に、この学校に必要な人材を集めるという、新しい取組を一方で決めながら、一方こちらでは積極的にというのでは、整合性が合わなくなりますね。そういう気がするんですが。外国でも転勤というのは普通にあるので、これとはあわないし。

竹下委員

これは、前提としては一応3年以上同じ方達でいくんだ、ある程度期間はそこにおってもらおうという前提があって、その前提でちょっと問題が出てきたから、出てくる事もあり得るから、その意味で積極的に異動させるという事でしょうから、そうなってくると、井村、山根両委員の言うように、先にやっぱり一応適正配置をするという事を知らしとく必要があるんじゃないですかね。そうでないとこれを県民が読んだ場合には、それこそ1、2年でどんどん移すのかというふうな印象を受けがちだと思いますから、前提としては、ちゃんと地域で頑張ってもらおうんだという適正配置を先に出す方が良くと思いますからね。

委員長

そのあたり如何ですか。

教育長

どちらが先かというところは、そんなに我々としては、重きに置いているところではないんですけども。これはどちらかと言うと、内部向けに人事異動をこういう方針を持って行いますという為のひとつの指針なんです。ですから、ここで逆に言うと、1番なんかはなくてもいいんです。それ位のものなんです。ただ、人事異動を積極的にというのは、そんなに深い意味はなくて、或いは相対的に、度合を協調している意味合いはなくて、もしこれを外すと、形容詞を外すと、教職員の異動を行い本県の教育振興を図るだけになるんです。そうするとタイトルと同じになるんです。そういう意味合いで、ある意味では蛇足とも言えるような、従って決まり文句の様な形で積極的にというのを使っていますので、従来にも増してとかいう、そういうのは無いんです、中身自体は。だからもしこの適正配置が、あんまり前面に浮き出て、誤解を招くようであれば、入れ替えるというよりはむしろ削除する方が良くかなと思います。

井村委員

いや、削除しても全然問題ない内容ですよ。

教育長

ただ、これまでの経緯で、教員というのは、どうしても人事異動を億劫がるんです。希望する人は非常に少ない。非常に優秀な教員で、表彰しようかというような教員の中でも、全然人事異動してない人がいたりします。そういう傾向にどうしてもあるものですから、そうでなくてやはり組織としても、本人の資質向上という意味でも、人事異動というのはやっぱり定期的に行う必要がありますよというふうな事を宣言をして、

そういう考え方のもとに異動をやるわけです。そういう意味合いの事は全体的に表現できればそれは良いんですが、いきなり適正配置というふうになると、あくまでこちら側の組織側というか、任命権者側の考えでやっていきますというのがまず前面に出ますので、そういう辺りの呼びかけというのが弱くなる、その程度だと思います。あんまり実質的には意味合いは変わらないと思います。

副教育長

やっぱり、書くならここへ書かないと、教職員の適正配置というものもなかなか難しいんですよね。異動させて、やっぱりうまくいかなかった場合には3年ぐらいでまた異動さす事もありますので。

井村委員

それは勿論そうですよね。でもそれは適正配置だと思ってやるわけですから、必ずしも100%正解かどうか分からないから。

教育長

順位をつけるんじゃないで、どちらかと言うと横並びのようなものなんですね。

井村委員

まあそうでしょうけれど。順番というつもりはないんですけども、なんかこう毎年同じ事を書いているわけで、それに対する印象というのはほとんどないのかなと。じゃあ取った方が印象が深いかなという。

委員長

これを初めて見る人からすると、ここに最初に来るのは、そういう気持ちは持つんですけども、歴史的に見ると、これが意味を持っていたという事でありますので、これもし文面を変えて色んな事やると、時間的に調整とか時間かかりますので、本年度はこれで行くとしても、今年中に別な書き方で、初めて見る人が分かって、内にいる人も分かるような表現があれば、そういうふうになら直してもらったら、県民が見た場合、誤解がない。これだと人事異動がうまくいってないんだというのがまず前提にあって、それやりましょって感じなんですよ。

教育長

計画的な人事異動という、この文言に変えてはどうですか。

委員長

すぐに簡単にぱっと変えられますか。

教育長

一度検討させていただきます。

委員長

いい文言あればやってみて。

井村委員

私達の会社ですと、あんまり地域を異動しない身分の人と、それから経営判断と言うか、するような人がやっぱり異動を比較的頻繁にできるという、こう二つに分かれて、給料ベースが違うんですけども、そういうのいないんですか。

教育支援分野総括室長

そうですね、教員の場合、全くない。一緒ですね。

教育長

意味ないと思うけどな。決まり文句でしょう。積極的にというのは。

教育支援分野総括室長

ええ、ただどもこの言葉を使って、色々話す時は、しっかりとってますので、とにかくほんとに、何か、近いところの学校へ行くと、そのまま居座ろうかという気持ちの人もあるわけです。

委員長

だからよく分かった。事情が分かったんですね。これが外から見ると、ちょっと格好悪いなと見えるんですよ、分かりにくいところがあるんですね、それでそういうものを上手に表現しながら、内部にも分かるような上手な表現があれば、変えれば一番良いですけど、急に言ったって、ぱっと変えられないでしょうけど。

教育支援分野総括室長

来年度の調整事項とさせていただきますでしょうか。

井村委員

山根委員のおっしゃるとおり、地域を大事にしようとか、そういうような意味合いもちょっと昔とは変わってきたところにあるわけね、積極的に推進するという事だけが良い訳ではない。聞いてもらいたいという人も、中にはいるかもしれないけど、そういう事も両方あるんでね。

副教育長

もう一点、積極的にという意味は県立学校の場合ですと、地域的に伊賀地域と東紀州地域に人材が乏しい

んです。そこへ積極的にこちらの方は異動をさせますよと、なかなか単身で教員が行くというのは難しいですけども、そういう意識を持ってやるんだという事はやっぱり伝えておきたい。これは、小中学校も同じ方針ですので、小、中学校の場合には、7、8年経ったら、必ず異動するんですよという意識はほぼ全教職員、持っておりますが、同じ市内の近くの学校での異動になってしまう訳なんです。だからその辺りは放っておいても異動はするけれども、県の教育委員会が人事異動基本方針としてするには、やっぱりもうちょっと広域的な部分も小、中学校にも必要だというあたりを含んでおりまして、それから地域の声の部分は校長の意見がそれを代弁するという意味で、校長の意見を尊重してこれをやっていくという事で、校長の反対を押し切ってまで人事異動は基本的にはやらない。だから同じ人が30年おる場合も実際にあります。

教育長

なんかそんなことだと、全県的な視野に立ちっという部分じゃないの。

副教育長

そうですね。

竹下委員

教育長がおっしゃるように、1の中に積極的にという言葉の代わりに、全県的な視野って入れたらどうですか。教職員の異動を全県的な視野で推進しますとか。

副教育長

小、中学校では無理だと思います。

竹下委員

小、中学校では無理ですか。

委員長

それでは、来年度以降もうちょっといいアイデアがあれば、書いてもらって、ちょっと検討して頂くという事でよろしいでしょうか。貴重な意見も沢山いただきましたので、是非生かしていただきたいと思います。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告1 美し国三重市町対抗駅伝の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

「美し国三重市町対抗駅伝」の開催について、別紙のとおり報告する。1ページをご覧ください。この駅伝について中身がようやく固まってきましたのでご報告させていただきます。

この駅伝の趣旨については、市町村合併が進み29市町となったことに伴い、市町の連携がますます重要な課題となっていることから、各市町間の交流及び一体化の促進による市町の振興と、併せてスポーツに対する県民意識の高揚を目的として実施しますという事で掲げてあります。

内容ですが、主催は実行委員会形式をとっておりまして、美し国三重市町対抗駅伝実行委員会という組織を組みまして、この組織については裏面に実行委員会組織という事で示してあります。野呂知事に会長に就任頂いております。後で中身は説明をさせていただきますが、1ページに戻って頂いて、協力については、三重県体育指導委員協議会と、三重県警察本部の絶大なる協力を得ております。それから後援については三重テレビ放送、特別協賛としてJ Aバンク三重です。期日ですが、平成20年3月16日日曜日の朝9時スタートという事で計画しております。開会式及び7番の市町交流会ですが、前日の15日土曜日の3時及び3時半からという事で、当日のスタートが早いものですから、開会式等は前日に行うという事で計画しております。コースにつきましては、県庁前から県営総合競技場陸上競技場までの42.195キロ、これはフルマラソンの距離ですが、この距離で区間は10区間になります。10区間、10人でタスキを繋いで行くという形で、カテゴリーについては、そこに示してありますが、小学生の男子・女子、それから中学生の男子・女子、ジュニア男子・女子、20歳以上男子・女子、40歳以上男子及び一般の女子という事で、それぞれの距離を走って頂きます。その下ですが、「ジュニア」というのは昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた競技者という事で、いわゆる主に高校生にあたると思うんですが、二十歳未満で16才以上という事でしています。「一般女子」ですが、これは平成7年4月1日以前に生まれた女性競技者という事で、これは13歳以上、中学生以上という事であります。11番の競技方法ですが、市の部、町の部というふうに分けまして競い合っていると、スタートは同時にスタートします。表彰については、市の部、町の部ともそれぞれ8位までを表彰して、その上で総合成績という事で、市町合わせた状態で、上位3チームを表彰すると。それから市の部、町の部ともそれぞれ区間1位の選手に区間賞を授与したいという事であります。

閉会式は同じく3月16日日曜日の2時から陸上競技場の方で実施したいと思っております。大会運営ですが、先ほど申し上げました実行委員会の下に運営委員会を組織しまして、大会の準備、運営等の実務を執行してまいりたいと思っております。2ページの今後の方針ですが、大会が安全、円滑に実施できるとともに、三重県全体のイベントとして盛り上がるよう、大会ボランティアの活用や大会のPRなど、運営委員会を中心に各市町や関係団体と連携して取り組みたいと思います。

今後の日程の(1)番ですが、各市町への参加依頼、要項等送付、これはもう既にしてあります。(2)番目、各市町参加申し込み締め切り、これは2月7日という事です。あと、運営委員会の会議の予定がそこにあります。

(4)番、広報ですが、ポスターの掲示、これを12月の下旬、新聞紙面等での広報という事でこれも、12月下旬から1月にかけてという事で考えております。テレビ放映ですが、当日にライブというようなわけにはいかないですが、大会の1週間後に三重テレビ放送の方で放送を予定しております。その他詳細に関して、運営委員会広報部においていろいろ検討を重ねていきたいと思っております。ちなみに本日、15時から記者発表を計画しております。これは運営委員会の委員長及び事務局長中心に広報を発表するという事で計画しております。実行委員会の組織ですが、先ほど申し上げましたが、野呂知事に会長に就任して頂いて、三重陸協の会長を始め、県の方からも政策部の長田理事及び安田教育長にも委員に就任を頂いております。以上です

【質疑】

委員長

町村会というのは今もあるのですか。

スポーツ振興室長

はい。

竹下委員

今、町というのはいくつあるんですか。

スポーツ振興室長

町が15、市が14です。

山根委員

運営委員会は、今度は第4回なので、第1回というか、いつ始まった事なんですか。

スポーツ振興室長

はい、実行委員会が8月3日に立ち上がりまして、運営委員会の第1回が8月23日です。

山根委員

もともと、こういう事をしようと始まったきっかけは。

スポーツ振興室長

具体的に話がありましたのは今年度になってからなんですけれども、昨年度末にも三重陸上競技協会の方を中心に、こういう話が持ち上がってきたのがきっかけです。

山根委員

ありがとうございました。

竹下委員

男子と女子を区別する場合、男子は40歳以上ですが、女子は一般女子ですよね、これは何か理由があるんですか。

スポーツ振興室長

実は、当初は女性の方も40歳以上という事で幅広く出て頂くという趣旨で考えておったんですけども、市町の方から、なかなか40歳以上という選手がいないという事で、もう少し年齢の幅を広げてくれという要望がかなり出てまいりまして、女性の方はこういった形で広げさせていただきました。

井村委員

各市町では予選をやるんでしょうね。

スポーツ振興室長

はい。市町それぞれなんですけども、今入ってる所ですと、いくつかの市町は日を決めて、選考会を計画していると聞いております。

井村委員

それはもう市町が主催でやるわけですね。

スポーツ振興室長

はい、そうです。

委員長

他にはどうでしょうか。
- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第46号 条例改正案について(その1)(非公開)

教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

次の議題47号、48号、49号は関連する議案なので、3つの議案を一括して提案することを承認する。

議案第47号 条例改正案について(その2)(非公開)

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第48号 条例改正案について(その3)(非公開)

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第49号 条例改正案について(その4)(非公開)

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第51号 条例改正案について(その6)(非公開)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第50号 条例改正案について(その5)(非公開)

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第52号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について(秘密会)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第53号 職員の懲戒処分について(秘密会)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。